

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を 改正する等の法律（概要）

I 国土総合開発法の改正

1 法律の題名及び計画の名称

- ・ 法律の題名を「国土総合開発法」から「国土形成計画法」に改める。
- ・ 計画の名称を「国土総合開発計画」から「国土形成計画」に改める。
- ・ 国土形成計画は、「全国計画」と「広域地方計画」とする。
- ・ 都府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画を廃止。

2 国土形成計画（下線部が国土総合開発計画との変更箇所）

「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- ① 土地、水その他の国土資源の利用及び保全
- ② 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。）
- ③ 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減
- ④ 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備
- ⑤ 産業の適正な立地
- ⑥ 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全
- ⑦ 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備
- ⑧ 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

3 国土形成計画の基本理念

- ・ 人口及び産業の動向その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、
- ・ ①特性に応じて自立的に発展する地域社会、②国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、③安全が確保された国民生活、④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、の基盤となる国土を実現するよう、
- ・ 我が国の国土に関する諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、国内外の連携の確保に配意しつつ、適切に定めること。
- ・ 地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること。

4 全国計画

（１）計画内容

- ・ 総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、①基本的な方針、②目標、③全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定める。
- ・ 環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものとする。

（２）作成手続

- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令市の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・ 国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとする。

5 全国計画に係る政策の評価

- ・ 全国計画作成後一定期間経過したときには、政策評価法に基づく政策評価（政策レビュー）を行うこととする。

6 全国計画に係る提案等

- ・ 都道府県・指定都市は、全国計画又はその変更の案の作成について、素案を添えて、国土交通大臣に対し提案することができる。
- ・ 国土交通大臣は、提案を踏まえた案の作成をしないときは、国土審議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該都道府県・指定都市に通知する。

7 広域地方計画区域

- ・ 首都圏、近畿圏、中部圏その他の二以上の都府県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域（広域地方計画区域）について、広域地方計画を定める。

※ 北海道及び沖縄県を除く全国について、多くとも10程度の圏域に区分する予定。

8 広域地方計画

（１）計画内容

- ・ 広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策（特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む）を定める。

（２）作成手続

- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、広域地方計画協議会における協議を経て、関係行政機関の長に協議して計画を作成する。

9 広域地方計画協議会

- ・ 広域地方計画及びその実施に関し協議するため、広域地方計画区域ごとに国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市からなる協議会を設ける。
- ・ 協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。

10 広域地方計画に係る提案等

- ・ 市町村は、広域地方計画の策定又は変更について、素案を添えて、都府県を経由して国土交通大臣に対して提案することができる。
- ・ 国土交通大臣は、提案を踏まえた変更をしないときは、協議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該市町村に通知する。

Ⅱ 国土利用計画法の改正

- ・ 国土利用計画法は、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

Ⅲ 大都市圏整備法の改正

- ・ 首都圏、近畿圏及び中部圏の事業計画を廃止し、三圏の計画は首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画に一本化を図る。
- ・ 三圏の整備計画は、国土形成計画との調和が保たれたものとする。

Ⅳ 地方開発促進法の廃止

- ・ 東北開発促進法、九州地方開発促進法、四国地方開発促進法、北陸地方開発促進法及び中国地方開発促進法は、廃止する。